

**2019 年度インド IPG
特許商標ワーキンググループ報告書
 Bangladesh の知財概況**

2020 年 3 月
独立行政法人 日本貿易振興機構
ニューデリー事務所
知的財産権部

目次

まえがき.....	3
1. バングラデシュの知財システムの概要	4
1.1. 知財関連機関.....	4
1.2. 知財関連法等.....	5
1.3. 条約加盟状況.....	6
2. バングラデシュでの知財権の取得・行使.....	7
2.1. バングラデシュでの知財権の取得	7
2.1.1. 知財出願件数の推移	7
2.1.2. 審査実務.....	10
2.1.2.1. 特許出願審査	11
2.1.2.2. 商標出願審査	14
2.1.2.3. 意匠出願審査	16
2.2. バングラデシュでの知財権の行使	18
2.2.1. 知財権の行使環境の概要	18
2.2.2. 侵害の定義	19
2.2.3. 知財権の行使における関係機関の活用.....	20
2.2.3.1. 特許意匠商標局における異議および取消請求	20
2.2.3.2. 裁判所の活用.....	21
2.2.3.3. 税関の活用.....	24
2.2.3.4. 警察の活用.....	25
2.2.3.5. 緊急行動部隊の活用	26
2.2.3.6. その他	27
3. 法律事務所または専門家による分析・提案	29
3.1. 効果的な権利取得・権利活用	29
3.2. 知財関係団体等の活用	29
3.3. バングラデシュ知財システムの発展への支援の方向性	30
4. 参考データ	31
5. 作成者	36

まえがき

昨今、バングラデシュへの事業拡大が注目を浴びている。日系企業向けアンケート調査¹によれば、インドを抑えて、今後の事業拡大先 No1 となっている。

バングラデシュの総人口は 1.7 億人にのぼり、平均年齢 24 歳と青年の国である。GDP 成長率は直近で 8% を越えるなど随一の高さを誇る。個別産業でいえば、鉱工業の伸びが著しく、また、海洋調査もまだ十分になされていないことから、水産業も成長の可能性が十分にある。現状の一人当たりの平均 GDP は US\$1700 弱であり、2021 年の目標が US\$2000 であることから、外国企業にとって依然としてコストメリットを有する国である。また、度重なる厳しい行政指導などにより、外資 FC は苦戦を強いられる部分はあるものの、上記のとおり、巨大な市場や資源、更には、ダッカ大学、ダッカ工科大学などから毎年卒業する約 3 万人の優秀な IT 人材の活用等を踏まえたビジネスチャンスが存在する。そして、現在、進出日系企業は 300 社強（2016 年のテロ以降、日本人駐在員の引き上げが増えたが、進出企業数は確実に増加。）を数えるが、今後もその数は着実に増加するものと見込まれる。

一方で、経済課題の一つとして、模倣品の流通問題も問題視されている。警察・税関などの権利執行機関、関係政府機関（標準化試験機関(BSTI)、消費者権利保護局）の実効性の問題に加え、そもそも模倣品の品質が高まってきており、価格を踏まえて、本物が偽物に売り負けてしまう状況もある。また、関税が非常に高いことから、不正ルートでの輸入（陸路）が横行する現状もある。

今後、ますます重要となるバングラデシュ市場の現状を踏まえ、日系企業が事業活動を円滑に行うために、上記模倣品の流通問題等に十分に対処するべく、バングラデシュの知財環境を理解し、その更なる発展に向けた支援をしながら、知財を積極的に活用していくことが必須となると考えられる。そこで、未だ不明な点が多いバングラデシュの知財システム及びその活用状況をインド知的財産研究会（IPG）にて独自に調査することとした。この調査が日系企業の今後のバングラデシュにおける事業活動の一助となれば幸いである。

なお、本調査は、2020 年 3 月時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合がある。また、掲載情報・コメントは著者の判断によるものであるが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りする。

¹ ジェトロ・在アジアオセアニア進出日系企業実態調査(2019 年)、今後 1~2 年の事業展開の方向性(国・地域別)

1. バングラデシュの知財システムの概要

1.1. 知財関連機関

バングラデシュにおける知財権の取得・行使に関連する機関は以下のとおりである。

- ◆ **産業省 (MOI : Ministry of Industry)**
産業政策の立案や、具体的な実施を担う中央政府組織であり、下記の特許意匠商標局を管轄する。
- ◆ **特許意匠商標局 (DPDT : Department of Patents, Designs & Trademarks)**
産業省の下部組織であり、2003 年、旧特許庁と旧商標登録局を統合して誕生した。特許、意匠、商標、地理的表示等に関する業務を行う。政策は上位官庁の産業省がリードし、実務担当として特許意匠商標局が協力するという体制がとられている。
- ◆ **文化省 (MOCA : Ministry of Cultural Affairs)**
国立美術館の管理や芸術を保護するための政策を実行する中央政府組織であり、下記の著作権局を管轄する。
- ◆ **著作権局 (Copyright Office Ministry of Cultural Affairs)**
文化省の下部組織であり、バングラデシュにおける著作権に関する業務を行う。
- ◆ **警察 (Bangladesh Police)**
中央政府組織である内務省の管轄下にある法執行組織であり、法律や規則に従い、知的財産権の侵害事件等に対応する。
- ◆ **緊急行動部隊 (RAB : Rapid Action Battalion)**
警察や軍、国境警備隊等により構成される、犯罪やテロ対策の精鋭部隊である。特許意匠商標局、著作権局、移動裁判所等とともに、知的財産法違反が疑われる際に措置を講じられるよう権限が与えられている。
- ◆ **歳入庁 (NBR : National Board Revenue)**
1972 年に設立された、バングラデシュ税務の最高機関であり、税務省内部資源省の管轄下にある。租税関係の業務を行うほか、租税に関する経済問題の省庁間協議に参加する。歳入庁は、税関部門や所得税を管轄する部門のほか、IT 部門や調査分析部門を有する。
- ◆ **税関 (Customs)**
歳入庁の下部組織であり、関税等の徴収、輸出入貨物の通関、密輸の取締り等を行う行政機関である。ダッカ税関(Dhaka Customs)は、バングラデシュ最大の空港税関であり、主に輸入段階での関税と税金の徴収に対して責任を持つ。また、貿易円滑化や政府規制の執行、社会と環境の保護、貿易の遵守、文化遺産の保護等も担当する。

◆ 裁判所 (Court)

バングラデシュ憲法により規定される司法組織である。民事裁判を取り扱う系列（地方裁判所等）と、刑事裁判を取り扱う系列（治安判事裁判所等）とが別々に設けられており、日本等と同じく三審制が採用されている。当然に知的財産権に関する法令上の争いも審理対象となるが、知財専門部や知財担当は設置されていない。

◆ その他

移動裁判所(Mobile Court)：一つの決まった場所にある裁判所とは異なる、各地を移動する裁判所に関する特別な制度である。刑事訴訟法(1898)により、治安判事裁判所(Magistrates Court)に対して、犯罪の実行地を基準に事件を審理する権限を与えている。そして、移動裁判所を指揮する治安判事(Executive Magistrate)は、行政官であり、公衆衛生及び公共の危険に関する物品及び物質に関する事件を取り扱っている。

1.2. 知財関連法等

◆ 最新の法改正の動き

新たな知財関連法施行に向けた準備がなされている最中であり、その概要は以下のとおりである（2020年2月（DPDTへのヒアリング）時点）。

特許：

①PCT 加盟に向けた国内対応、②実用新案制度導入、③審査請求制度導入、④特許の権利期間の変更（20年）、などが盛り込まれる予定。なお、PCTについては既に国内では加盟方針を決定している。また、実用新案については、小発明保護を目的に、新規性のみを判断するもの（中国やマレーシアの制度を参考とした模様）を想定している。

商標：

①マドプロ加盟に向けた国内対応、②商標侵害に関する刑事罰規定導入、などが盛り込まれる予定である。

意匠：

現行制度に登録前の出願公告制度がなく、同制度が導入される予定である。

◆ 現行の知財関連法及び方針

現行法として特許意匠法および商標法、その他知財に関連する法が以下のとおり存在する。

特許意匠法：THE PATENTS AND DESIGNS ACT, 1911²

現行法：2003年改正版

²

http://dpdt.portal.gov.bd/sites/default/files/files/dpdt.portal.gov.bd/page/b3458f7d_6e43_4a20_aedf_3ed91fc7a022/Patents%20and%20Designs%20Act,%201911.pdf

商標法 : THE TRADEMARKS ACT, 2009³

現行法 : 2015 年改正版

著作権法 : THE COPYRIGHT ACT, 2000

商品に関する地理的表示法 : Geographical Indication of Goods (Registration and Protection) Act, 2013

税関法 : THE CUSTOM ACT, 1969

消費者権利保護法 : THE CONSUMER RIGHTS PROTECTION ACT, 2009

その他規則など :

上記各法の中には、実際に法を運用するにあたっての規則（特許規則、商標規則等）が設けられているものがある。なお、バングラデシュには実用新案法は設けられていない。

国家イノベーション&IP ポリシー2018

WIPO や関連団体の支援を受けながら、産業省により国家イノベーション & IP ポリシー2018 (National Innovation and Intellectual Property Policy 2018)⁴が策定されている。このポリシーは 10 年間かけて実装が目指されるものであり、そのためのタイムラインを設けたアクションプランも含まれている。当該アクションプランには、知財普及啓発・支援、知財庁の強化、知財とイノベーションのための国立トレーニング機関の設立、知財商業化のための教育研究機関と産業界の連携構築等に加え、知財専門の裁判所設置についても明記されている。なお、バングラデシュ内に検討委員会が設置されており、6 ヶ月毎に進捗などがレビューされている。

1.3. 条約加盟状況

現時点で加盟している主な知財関連の条約は以下のとおりである。

- ◆ 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1999 年 5 月 4 日）
- ◆ 工業所有権の保護に関するパリ条約（1991 年 3 月 3 日）
- ◆ WIPO 設立条約(1985 年 5 月 11 日)
- ◆ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）（1995 年 1 月 1 日）

ジェトロによる特許意匠商標局へのヒアリング（2019 年 8、12 月、2020 年 2 月）によれば、マドリッド・プロトコル、PCT への加盟については、国内議論を経て既に加盟方針を決定しており、国内法の整備中である。なお、DPDT 局長から、PCT 加盟に関する国内議論に際して、日本企業からの要望レター（過去、インド IPG から発出したもの）が大きな後押しになったとのコメントがあった。

³

http://dpdt.portal.gov.bd/sites/default/files/files/dpdt.portal.gov.bd/page/97b98c41_15c2_4d62_a0b2_d9732a154920/Trademarks%20Act.%202009%20English.pdf

⁴ 特許意匠商標局のウェブサイトにて英語版を入手可能である。

<https://dpdt.portal.gov.bd/site/page/e99a643b-6362-4717-b707-237baa4724af/>

2. バングラデシュでの知財権の取得・行使

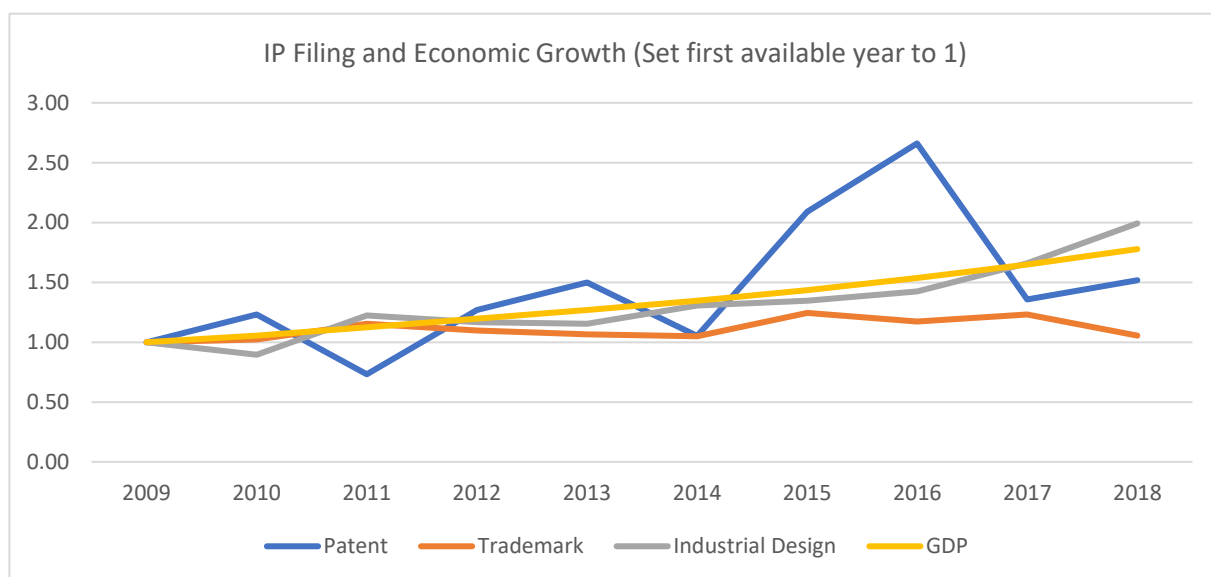
2.1. バングラデシュでの知財権の取得

2.1.1. 知財出願件数の推移

以下は、WIPO のウェブページ⁵(2020 年 3 月時点)から抜粋したバングラデシュにおける特許・商標・意匠の各出願数等のデータである。

表 1. 知財出願の全体的な傾向

IP Filings (Resident + Abroad, Including Regional) and Economy				
Year	Patent	Trademark (class count)	Industrial Design (design count)	GDP (Constant 2011 US\$)
2009	56	7,711	954	352.04
2010	69	7,886	854	371.66
2011	41	8,905	1,167	395.68
2012	71	8,465	1,114	421.49
2013	84	8,209	1,100	446.84
2014	59	8,093	1,246	473.92
2015	117	9,598	1,284	504.97
2016	149	9,040	1,359	540.89
2017	76	9,495	1,583	580.29
2018	85	8,141	1,901	625.93



⁵ https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=BD

表 2. 特許出願数の推移

Patent

Patent Applications			
Year	Resident	Non-Resident	Abroad
2009	55	275	1
2010	66	276	3
2011	37	269	4
2012	67	287	4
2013	60	243	24
2014	44	249	15
2015	41	299	76
2016	77	267	72
2017	61	241	15
2018	69	299	16

Patent Grants			
Year	Resident	Non-Resident	Abroad
2009	28	102	0
2010	21	71	0
2011	6	79	0
2012	14	139	1
2013	16	118	3
2014	21	100	4
2015	0	0	3
2016	0	0	6
2017	0	0	11
2018	0	0	17

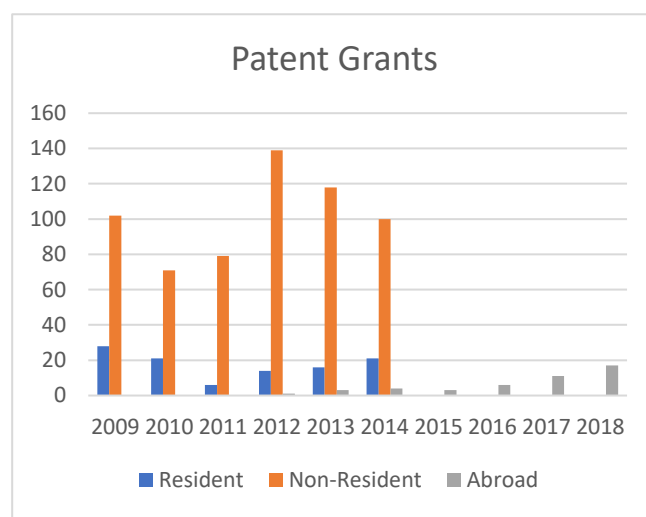
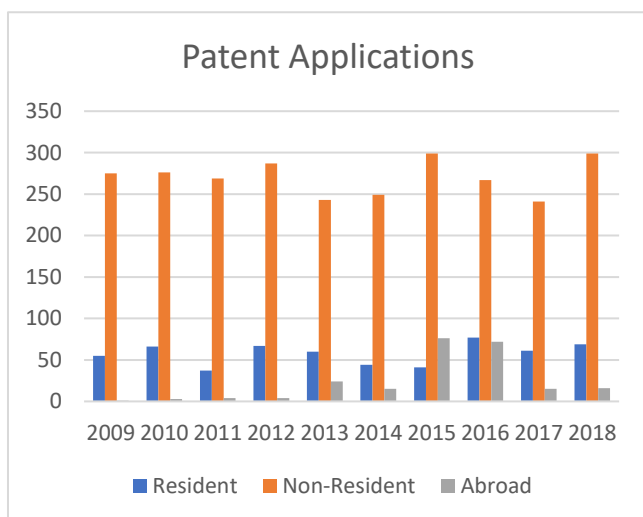


表 3. 商標出願数の推移

Trademark (class count)

Number of Classes Specified in Trademark Applications			
Year	Resident	Non-Resident	Abroad
2009	7,447	1,859	264
2010	7,857	2,374	29
2011	8,632	3,013	273
2012	8,294	3,135	171
2013	8,001	3,580	208
2014	7,930	3,611	163
2015	9,322	3,487	276
2016	8,580	3,795	460
2017	9,247	3,843	248
2018	7,960	4,120	181

Number of Classes Specified in Trademark Registrations			
Year	Resident	Non-Resident	Abroad
2009	170	909	16
2010	307	1,212	273
2011	407	1,002	136
2012	759	1,761	85
2013	688	2,333	126
2014	865	3,307	135
2015	1,130	3,392	103
2016	704	2,674	249
2017	919	3,545	463
2018	940	2,660	115

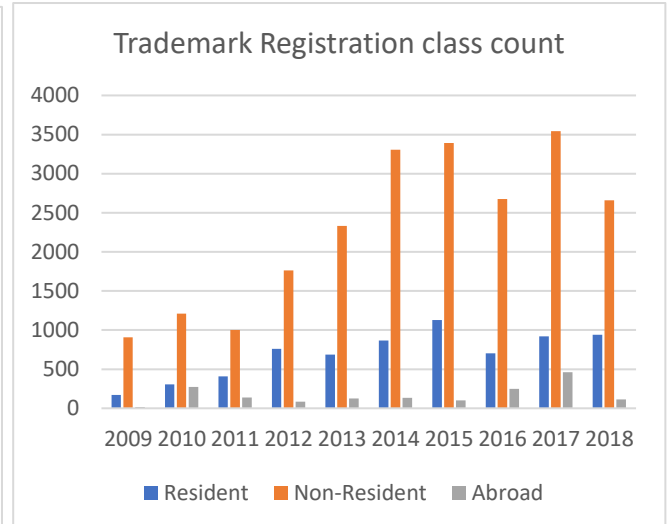
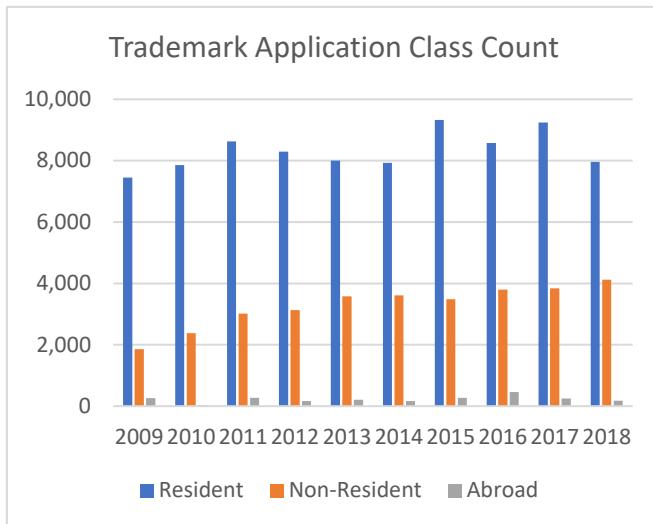
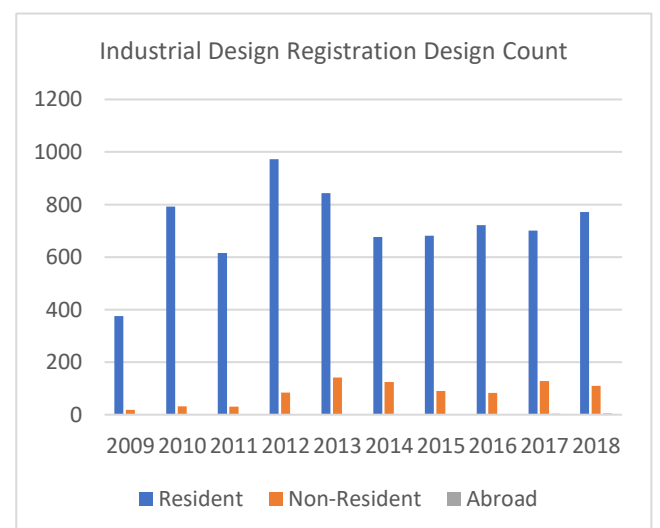
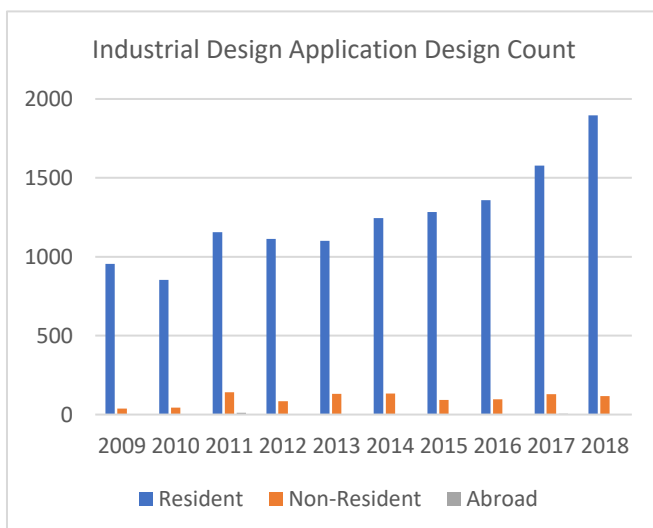


表 4. 意匠出願数の推移

Industrial Design (design count)

Year	Resident	Non-Resident	Abroad
2009	954	38	0
2010	853	43	1
2011	1,155	142	12
2012	1,114	84	0
2013	1,100	132	0
2014	1,245	134	1
2015	1,284	92	0
2016	1,359	97	0
2017	1,577	130	6
2018	1,897	117	4

Year	Resident	Non-Resident	Abroad
2009	376	18	0
2010	792	32	0
2011	615	31	0
2012	972	84	0
2013	843	141	0
2014	677	125	1
2015	681	90	0
2016	721	83	0
2017	701	128	4
2018	772	110	5



2.1.2. 審査実務

ジェットロによるバングラデシュ政府関係機関等へのヒアリング（2019年8月、12月、2020年2月）によれば以下のとおりである。

- ◆ 特許意匠商標局(DPDT)には、4部門（特許意匠、商標、行政・財務、国際・IT）が存在する。DPDTのトップである局長（Registrar）は、産業省の事務次官補(Additional Secretary)のポストである。DPDTの職員は総勢85名で、現在、産業省に185名規模になるよう増員要求中である。
- ◆ 特許意匠部門には、Deputy Registrar 1名、Assistant Registrar 3名、特許に係る Examiner 8名が在籍（Examinerを50名に増員予定）する。特許に係る Examinerの採用条件は修士号以上であり、自身の専門分野を含む範囲の審査を担当する。特許出願の傾向として、Textile及びIT分野の出願が多い。また、特許出願は年間300件程度で推移しており、90%は外国出願で、その多くがインドからのものであり、近年の特許出願のうち約半数が特許査定されている。意匠は2名体制であるが、体制強化等は検討していない。意匠審査に係る滞貨は多少あるものの、意匠出願は年間2000件程度に過ぎない。意匠に係る Examinerの採用条件は、科学（science）のバックグラウンドを有する者である。
- ◆ 商標部門には、Deputy Registrar1名、Assistant Registrar0名(同ポストは4つ存在するが、現在すべて空席)、Examiner12名が在籍する。Examinerの採用条件は、Master of Law (LLM)を有することである。商標部門の体制強化を検討中であるが、商標に係る Examinerの増員ではなく、補助職員の増員を所管省庁に要求している。また、商標出願は年間約15000件程度である。
- ◆ 審査官等(examiner, assistant registrar, deputy registrar)は、専門職として採用されるため他部署（産業省等）への異動はないが、assistant registrar, deputy registrarとなると審査以外の業務（知財行政的なもの、法改正対応など）も担当することになる。なお、通常、Examinerは7年程度の実務経験を踏まえて、Assistant registrarに昇格可能であるが、実際にはポストがないことから昇任できない状況にある。その他、Examiner等の研修強化のためにIPアカデミーが数年後には設立される予定である。なお、DPDTは、一般公開される年次報告書を作成していない。
- ◆ DPDT内には、WIPO提供のIPASが導入され、案件管理、起案が行われているが、その機能を十分に活用できていない状態である。
- ◆ 南アジア地域協力連合（SAARC）内での知財協力などの議論は現時点ではなく、現状はPCT/マドプロ加盟が最優先となっている。
- ◆ 現地専門家によれば、特許意匠商標局に対してKIPI、USPTO、WIPO（ジャパンファンド）によって研修が提供されているものの、まだ審査のレベルは低く人数も少ないため、DPDT全体の審査業務の力が不足している様子である。

<出願に関する共通事項>

- ◆ バングラデシュ国内に居所または事業拠点を有しない出願人は、現地代理人（登録弁理士、弁護士）を選任しなければならない。
- ◆ 出願は、英語またはベンガル語で行うことができる。
- ◆ オンライン出願、e ペイメントも開始しているが、まだ利用率は低い状況にある。
- ◆ ジャーナルでの出願に係る公告は書誌的事項等に限られ、特許の場合であれば、完全明細書、クレームなどをジャーナルからでは確認できないため、必要な場合には、DPDT のオフィスを訪れ、包装袋情報を閲覧することになる。

2.1.2.1. 特許出願審査

審査	方式審査ののち、登録要件に基づく実体審査が行われる。
出願公開制度	出願公開制度はないが、出願が認容された出願は、付与前異議申立を受け付けるため、書誌事項等がジャーナルとして公告される（オンライン、印刷物の両方）。なお、手数料（約 55USD）が必要である。
審査請求制度	なし
早期・優先審査制度	なし
優先権	優先権証明書と優先権証明書の翻訳文を出願から 3 か月以内に提出しなければならない。
審査期間	アクセプタンス期間が設けられており、出願人は、拒絶理由通知書で示された全ての拒絶理由を出願の日から 18 か月以内に解消する必要がある。なお、この期間は 最大 3 か月間の延長を申請することができる。アクセプタンス期間に出願が認容されなかった場合、当該出願は放棄されたものとみなされる。
不服申立	最終的に出願が拒絶された場合、出願人は最終的に拒絶された日から 3 か月以内に不服申立をすることができる。
登録	出願後の出願公告期間内に付与前異議申立が無い場合、もしくは、付与前異議申立の審理にて特許付与を維持する決定がされた場合には、登録料の納付ののち、特許が付与される。
存続期間	出願日（優先日）から 16 年であるが、申請により延長可（5 年を最大 2 回）※ただし、細則がなく、実質的に延長は不可能。

<審査実務の運用について>

ジェトロによるバングラデシュ政府関係機関等へのヒアリング（2019年8月、2020年2月）によれば以下のとおりである。

- ◆ 一般に公開された審査ガイドラインのようなものは存在しない（現状は、各種詳細手続きなどは内規で定めているのみ）。現時点で審査ガイドライン等の策定を予定していないが、将来的な課題として認識している。
- ◆ 新規性の判断基準は、規定上は国内公知・公用とされるものの、TRIPS 協定に準拠するために世界公知・公用で運用されている。
- ◆ （医薬品等の発明の審査について）TRIPS 協定上の義務があるが、2033年まで猶予されており、現在、仮出願（メールボックス）の制度を設け、申請受理のみを行っている⁶。
- ◆ 先行技術調査については、商用データベースが高価であるため、無料のデータベース（パテントスコープ等）を中心に調査を行っている。
- ◆ 特許審査として時間がかかるのは、やはり先行技術文献調査であり、判断自体は1～2日で処理される。出願へのIPC付与の負担等について懸念がある。他国の特許審査結果の活用を積極的に進めており、優先順位は①PCTのISR（国際調査報告）、②他国の国内審査結果、である。
- ◆ 基本的に特許出願全てについてヒアリングを行っている。
- ◆ 審査着手までに18～20か月程度かかっている。また、特許査定まで早くて1.5年、最大でも2.5年ほどかかっている。
- ◆ 拒絶の査定がなされた日から3か月以内に、拒絶査定に対する不服申立を産業省大臣（管轄省庁）に行うことができる（特許意匠法第69、70条）。その不服申立については、産業省事務次官（Secretary of Ministry）が担当（Appeal Tribunal）するが、実体は、DPDTのDeputy Registrarを招集した審理体を構成して判断を行う。そして、さらに出願人がその判断に不服であれば、高裁に申立てることができる。

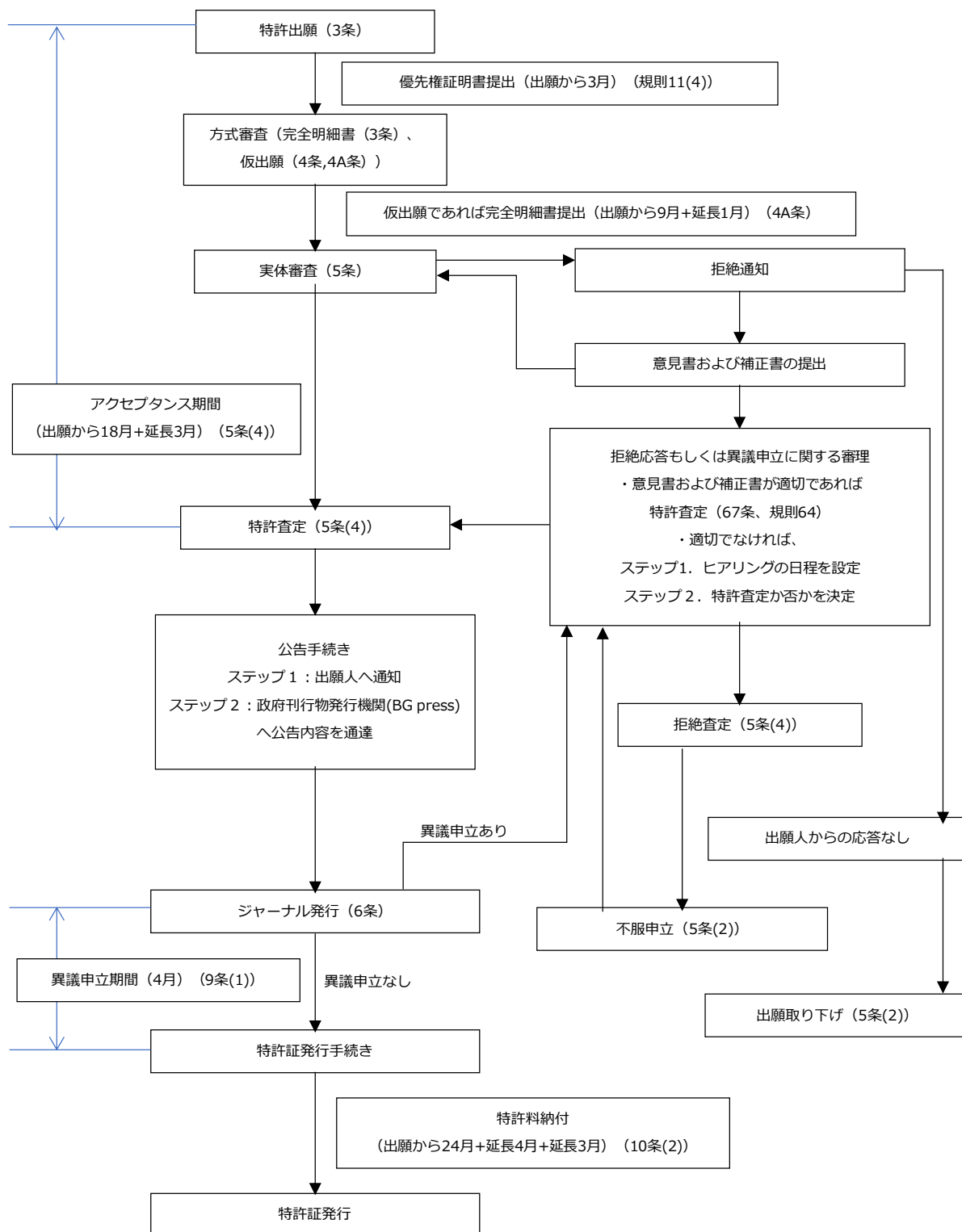
<審査の流れ等について>

- ◆ 特許出願に係る紙書類については、IT担当が方式チェックを行い、データ入力を行う。その後、当該案件がExaminerに配布され、当該入力等の不備のチェック後に実体審査に移行する。
- ◆ Examinerが審査報告書を作成した後、その内容をAssistant Registrar、Deputy Registrarがチェックする。当該報告書の内容に問題が無く、拒絶理由通知が必要な場合は、Examiner名（ただし、Registrarの代理との位置づけ）で当該拒絶理由通知を出願人に発出することになる。登録、拒絶の最終判断の際には、Registrarによるチェックがなされる。
- ◆ なお、出願（クレームも含む）は英語で受理可能であり、ベンガル語などの翻訳は不要である。通常、審査、登録も英語で実施されている。

6 TRIPS 協定は、特許はすべての発明（物であるか方法であるかを問わない。）に与えられなければならないと定めているが、途上国において物質特許制度をもたない国については計10年間の経過期間を認めている（65条4項）。他方で、同経過期間を適用する途上国に、物質特許の出願を受理する制度（仮出願、「メールボックス」）を設けること（70条8項）、及び仮出願の対象となった医薬品等に一定の要件の下で排他的販売権を認めることを義務づけている（70条9項）。

特許審査手続きフロー

※DPDT 発行 : World Intellectual Property Day 2019 イベント資料より抜粋



2.1.2.2. 商標出願審査

審査	方式審査ののち、登録要件に基づく実体審査が行われる。
出願公開制度	出願公開制度はないが、出願が認容された出願は、付与前異議申立を受け付けるため、書誌事項等がジャーナルとして公告される（オンライン、印刷物の両方）。なお、手数料が必要である。
審査請求制度	なし
早期・優先審査制度	なし
優先権	優先権証明書と優先権証明書の翻訳文を出願から 3 か月以内に提出しなければならない。
審査期間	特許や意匠と異なり、商標ではアクセプタンス期間は設けられていない。出願人は、拒絶理由通知を受け取った場合、応答期間である 3 か月以内に応答を行う。なお、応答期間には 2 か月間の延長が認められる。
不服申立	審査に関する不服申立手段は規定されていない。（高裁に直接申立てることは可能。）
登録	出願認容後の出願公告期間内に付与前異議申立が無い場合、もしくは、異議の理由がないとする決定がされた場合には、当該出願は登録官により認容され、登録証が発行される。
存続期間	出願日（優先日）から 7 年で、延長する場合は 10 年ごとに更新手続きを行う。

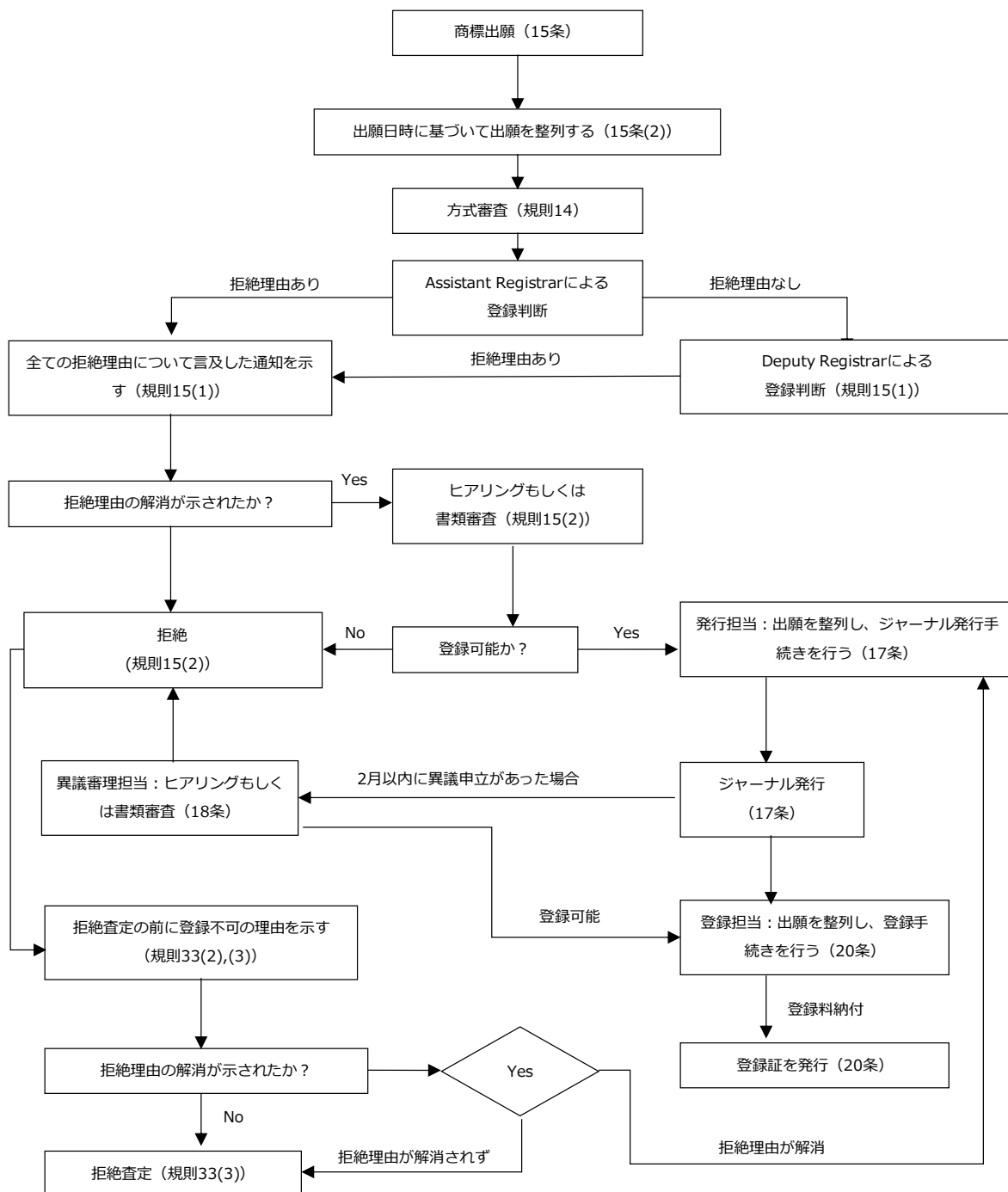
<審査実務の運用について（商標）>

ジェトロによるバングラデシュ政府関係機関等へのヒアリング（2019 年 8、12 月、2020 年 2 月）によれば以下のとおりである。

- ◆ 1 出願多区分は認められていない。
- ◆ 他国からの優先権期間は 6 か月である。
- ◆ 出願商標の使用義務に係る規定は存在しない。
- ◆ 悪意の商標（商標法(2009)第 8 条 (g)）、著名商標(商標法(2009)第 43 条)に係る規定は存在する。ただし、著名商標を調査するためのデータベースを DPDT は持ち合わせていない状態である。
- ◆ 商標登録は、異議がなければ、法律上、出願されてから 150 日程度で登録されるが、リソース不足のために時間がかかっている。
- ◆ 公告が遅れる場合があるが、DPDT、政府の公報発行機関の手続き遅滞（リソース不足）によるものである。公告は年 3 回が必須であるところ、現在、年 4 回実施を予定している。
- ◆ 拒絶査定に対する不服申し立てを担当する部局はなく、直接高裁で争われることになる。
- ◆ 商標部門内に GI 担当セクション（2 名）が別途設置されている。これまでに 32 件の出願があり、3 件が登録済みである。（①Hilsa fish、②Jamdani saree、③Khirshabad mangoes）

商標審査手続きフロー

※DPDT 発行 : World Intellectual Property Day 2019 イベント資料より抜粋

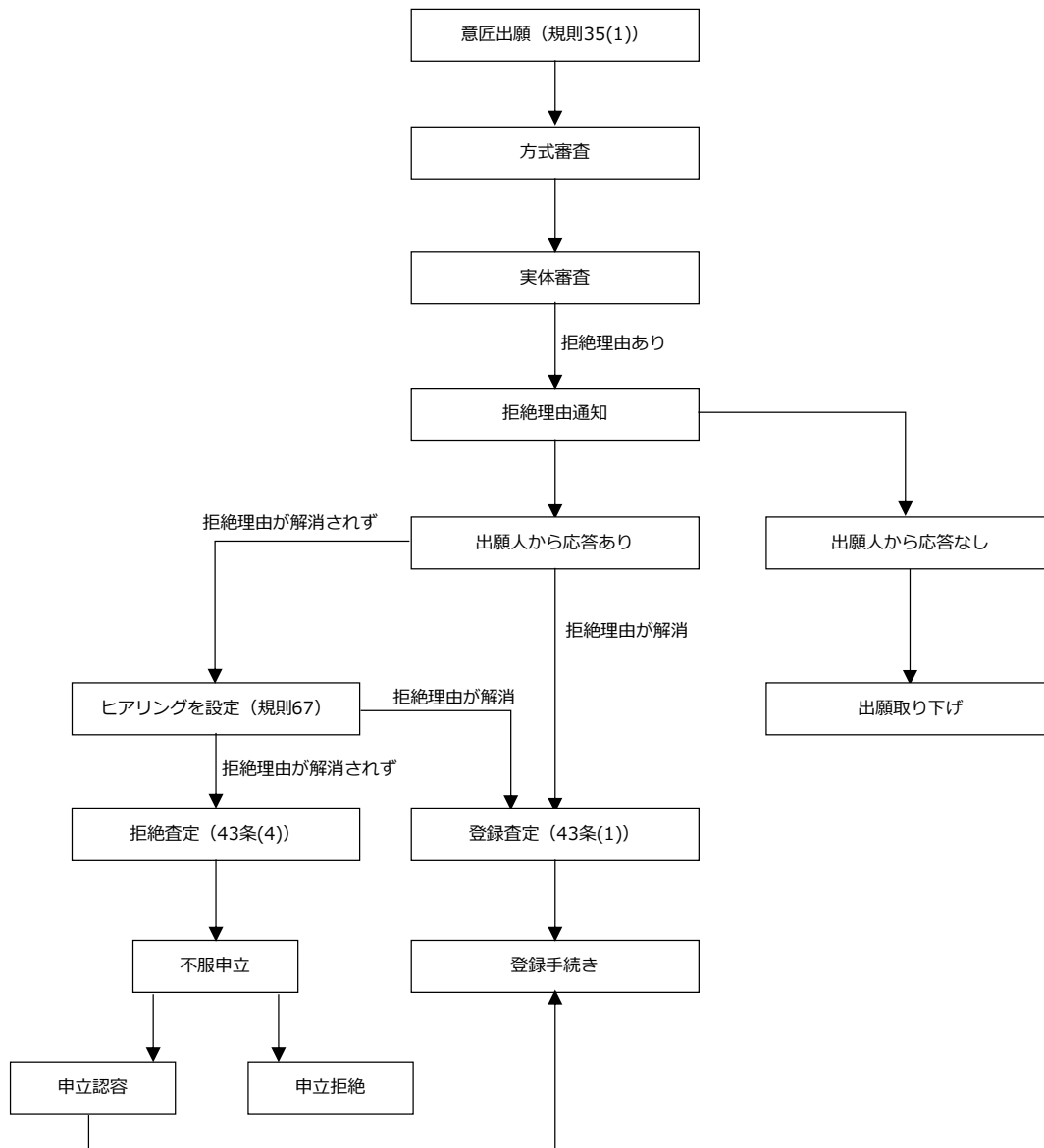


2.1.2.3. 意匠出願審査

審査	方式審査ののち、登録要件に基づく実体審査が行われる。
出願公開制度	意匠には付与前異議申立制度がないため、出願公開制度もジャーナルによる公告もなく、登録後に登録意匠の書誌事項等が公告されるのみ（オンライン、印刷物の両方）。
審査請求制度	なし
早期・優先審査制度	なし
優先権	優先権証明書と優先権証明書の翻訳文を出願から 3 か月以内に提出しなければならない。
審査期間	アクセプタンス期間が設けられており、出願人は、拒絶理由通知書で示された全ての拒絶理由を出願の日から 6 か月以内に解消する必要がある。なお、この期間は 最大 3 か月間の延長を申請することができる。アクセプタンス期間に出願が認容されなかった場合、当該出願は放棄されたものとみなされる。
不服申立	最終的に出願が拒絶された場合、出願人は最終的に拒絶された日から 3 か月以内に不服申立てをすることができる。
登録	拒絶理由がない場合、もしくは出願人が提出した補正書等により拒絶理由が解消した場合に、出願に係る意匠は登録される。
存続期間	出願日（優先日）から 5 年で、2 度まで更新可能（合計 15 年）。

意匠審査手続きフロー

※DPDT 発行 : World Intellectual Property Day 2019 イベント資料より抜粋



2.2. バングラデシュでの知財権の行使

ジエトロによるバングラデシュ政府関係機関等へのヒアリング（2019年8月、2020年2月）によれば以下のとおりである。

2.2.1. 知財権の行使環境の概要

- ◆ バングラデシュの一般国民にとって知財の認知度は未だ低いが、知財権の執行機関でもある裁判所、警察、税関も同様であると言わざるを得ない状況である。そのため、各権利執行機関の末端部になればなるほど知財の優先度が更に低い状況にあり、知財活用環境は発展の初期段階であるといえる。
- ◆ バングラデシュにおける知財訴訟の件数は全体的に少なく、商標はおおよそ年 20 – 25 件、著作権はおおよそ年 5 – 10 件、特許はほぼ存在しない状況である。なお、知財訴訟に関する公式な統計データは公表されておらず、知財訴訟手続きなどがまとめられたガイドライン等も存在しない模様である。
- ◆ 特許関係の訴訟は現状では非常に少ないため、バングラデシュの裁判所において、損害の算定基準、遺失利益に係る検討が行われた例は存在しない。しかしながら、同様な検討の必要が生じた場合には、バングラデシュもコモンの法体系を有する国であることから、インド、英国等といった同様な法体系の国の判例を参考とすると考えられる。また、裁判所が明確に自国産業保護の視点を示したことはない。裁判官も外資導入投資促進といった観点を重要視していると考えられる。
- ◆ 多くの進出日系企業にとって模倣品の流通が懸念事項であり、税関差止、警察による取締りの実効性向上が求められているところ、税関にあっては、歳入を増やすことが第一優先であり、模倣品であっても通関させることが多いと言われている。一方、税関によれば、近年では、近視眼的に直近の歳入増を考えるのではなく、国際貿易及び知財の側面を注力しつつ長期的な消費者保護（模倣品の税関での差止）を重要視し始めている。また、例えば登録商標に基づいて警察に訴えても、そもそも警察内部のコンプライアンスの問題や、警察であっても取り締まりによる報復を恐れてアクションを採りにくい、といった状況がある模様である。そもそも、模倣業者の特定が困難であるなど証拠が十分でないため、適切な法的措置ができない状況も存在する。
- ◆ E コマース上の模倣品問題については、これからの議論であり、E コマース・アソシエーションと議論が必要となると思われる。また、バングラデシュにおいても、テイクダウンについては、知財法や、消費者保護法、IT 法に関係する。なお、E コマース・ポリシーが近年策定されたが、具体的な模倣品対策に関わる事項の記載は存在しない。
- ◆ その他、知財（例えば商標）以外にも、産業省の基準・マークに関する規制監督省庁（BSTI）、商業省・消費者権利保護局による命令などに基づく模倣品排除の取組を行い得るが、関係機関の実行部隊が十分に機能しない状況があると言われている。

2.2.2. 侵害の定義

◆ 特許権の侵害

特許意匠法第 12 条(1)によれば、特許意匠商標局の公印が付与された特許は、本法の他の規定を条件として、特許権者に対し、バングラデシュ全土において発明を生産、販売及び使用し、それらの行為を他の者に許諾する排他的権利が与えられる。すなわち、以下のバングラデシュ国内における以下の行為は、特許権の侵害となりうる。

- (a) 特許製品を製造する行為
- (b) 特許製品を販売する行為
- (c) 特許方法を使用する行為
- (d) 実施許諾をする行為

なお、特許権の行使については、以下の点に注意する。

- ◆ 特許権の権利保護は出願の公告日から発生する（特許出願が受理されてから公告される前の侵害行為に対して法的手続をとることができない）。（特許意匠法第 11 条）
- ◆ 特許権者は、公印が押された特許証が発行されるまで侵害訴訟を提起できない（特許意匠法第 7 条）
- ◆ 特許表示で日付表示を伴わない場合、存在の通知とならない(特許意匠法第 30 条)

◆ 商標権の侵害

商標法第 25 条によれば、商標権者でも登録使用権者でもない何者かが登録商標と同一か、または公衆に誤認混同を生じさせるおそれがあるほど酷似した商標を使用し、その使用形態が、所有権者または登録使用権者として権利を持つ者の使用と解釈させるような場合、権利が侵害されていると判断される。なお、一定の条件下において、商標の侵害とみなされない行為が存在する（商標法第 27 条等）。

【詐称通用（パッシングオフ）】

詐称通用は商標法(2009)には定義がないが、第 24 条(2)、第 96 条(4)及び第 97 条に基づき法的に認知されている。商標法第 97 条は、他人が未登録商標を使用した場合、「詐称通用（passing off）」であることを主張して訴訟による使用差止、侵害ラベル等の削除・廃棄・引渡命令、損害賠償の救済を認めている。なお、原告は当該商標の使用の事実や被告による当該商標の継続使用を立証する義務がある。本条項は、コモンローの適用であるが、TRIP s の規定第 16.2 条及び第 16.3 条を受けて導入されたものである。

◆ 意匠権の侵害

特許意匠法第 53 条によれば、意匠権の存続期間中、意匠権者の書面による許諾なく、販売目的での次に掲げる行為は何人にも法により認められないと規定されている。

- (a)意匠が登録されている商品区分の物品に当該意匠又は不正な若しくは明白な模倣を応用する

こと、又は当該意匠がそのように応用されるよう可能とすることを目的として何かを行うこと

(aa) 当該意匠が登録されている区分に属する物品を輸入し、当該意匠又はその不正な若しくは明白な模倣を応用すること

(b) 当該意匠又はその不正な若しくは明白な模倣が、登録された専有権者の同意を得ずに当該意匠が登録された商品区分の物品に応用されていることを知りながら、その物品を販売のために公表若しくは陳列し、又は公表若しくは陳列させること

なお、意匠権の行使についても、特許権と同様の制限が設けられていることに留意する（特許意匠法第 54 条）。また、物品の各々に登録意匠を示す所定の標識などを貼付していない場合、意匠権者がこれを怠った場合、意匠権者は意匠権侵害の違約金又は損害賠償を得る権利がないことに留意する（特許意匠法第 48 条）。

2.2.3. 知財権の行使における関係機関の活用

2.2.3.1. 特許意匠商標局における異議および取消請求

ジェトロによるバングラデシュ政府関係機関等へのヒアリング（2019 年 8、12 月、2020 年 2 月）によれば以下のとおりである。

<特許>

- ◆ 付与前異議申立制度が存在し、公告後、4 か月以内に、何人も異議申立を DPDT に対して提出することが可能であり、通知受理後、Registrar は出願人にその旨を通知する。上記 4 か月経過後、Registrar は両者とのヒアリングを経て判断を行う（特許意匠法第 9 条）。
- ◆ 取消(Revocation)については、何人も請願(Petition)によって高裁に取消請求することができる(特許意匠法 26 条)。また、地方裁判所に提起された侵害訴訟において、特許権の取消(Revocation)を求める反訴を行うこともできるが、その場合、本訴とともに高裁に事件が移送される(特許意匠法 26、29 条)。なお、特許取消事由は特許意匠法 26 条に列挙されているが、この事由は侵害訴訟における抗弁としても主張可能である(特許意匠法 29 条(2))。
- ◆ 裁判所は権利の有効性を判断することが可能であり、その結果を踏まえて DPDT に登録簿の修正を行わせることができる。

<商標>

- ◆ 付与前異議申立制度が存在し、実体審査後、拒絶理由を有しないものは公告され、その後 60 日以内であれば異議申立が可能である(商標法 18、60 条)。なお、DPDT 及び政府の公報発行機関のリソース不足のため、公告自体が遅れることがよくあるが、年 4 回に分けて公告を行う予定としている。
- ◆ DPDT における異議申立実務に関して、Registrar、Deputy Registrar、指定された Examiner 3 名の計 5 名に処分を行う権限が付与されている（ただし、Registrar は実際には実務を行わない。）。
- ◆ 異議について、現在、350 件程の継続案件、滞貨案件が存在する。異議申立は、当事者からの証拠提出などに時間がかかるが（1 年程度）、判断自体は数日で実施可能である。
- ◆ DPDT に対して行う付与後異議制度や取消請求制度は存在しない。商標局の決定、命令、

指示について高裁に不服申立（商標権の取消も含む）を行うことができる(商標法第 99、100 条)。

- ◆ 裁判所は権利の有効性を判断することが可能であり、その結果を踏まえて DPDT に登録簿の修正を行わせることができる。

2.2.3.2. 裁判所の活用

ジェットロによるバングラデシュ政府関係機関等へのヒアリング（2019 年 8、12 月、2020 年 2 月）によれば、以下のとおりである。

- ◆ 治安判事裁判所(Magistrates Court)、初級治安裁判所(Sessions Court)、地方裁判所(District Court)が存在し、治安判事裁判所の裁判、決定、命令又は判決に不服の場合、初級治安裁判所、地方裁判所に上訴することができる。
- ◆ 初級治安裁判所、地方裁判所の上位裁判所として、最高裁判所(高等裁判所部(High Court Division)、上訴部(Appellate Division))が存在する。上訴部は、高等裁判所部の裁判、決定、命令又は判決に対する上訴を審理し判断する。
- ◆ 民事救済を求める場合は、地方裁判所を選択し、刑事救済を求める場合には、治安判事裁判所を選択することになる。
- ◆ 知的財産紛争のための特別な裁判所、知財担当判事などは存在せず、過去に大きな知財関連事件を担当した経験を有する僅かな裁判官が知財に係る知見を有するのみである。例えば、国境を越えた名声(trans border reputation)といった他国では一般的な概念であっても、多くの裁判官には知られていない状況である。なお、裁判官は、パブリック・ヘルスに関わるものに関心を示しても、知財自体への関心は薄い状況であると言われている。
- ◆ バングラデシュは、パリ条約および TRIPS 協定に準拠している。商標権、著作権の侵害に対して民事および刑事の両方の救済を提供している。
- ◆ 特許、商標等の拒絶査定に係る不服申立（特許については、先に産業省への申立が必要）や、特許、商標等の取消請求等を高裁(High Court Division)に対して行うことができる。
- ◆ 知財訴訟における裁判官への技術的サポートは当事者が書面で提出する情報のみによる。
- ◆ 行政摘発（警察）を利用するにあたり、バングラデシュでは裁判所の命令がないと警察が動かないという実態があり、権利者は治安判事裁判所に申請が必要となる。
- ◆ 民事摘発を行うにあたり、自らの事前調査結果を地方裁判所に持ち込み、裁判所から命令を得なければならないが、裁判官に十分に知見がないため遅々として進まないことが多い。
- ◆ 税関差止にあたり、税関には模倣品を判定する権限が与えられているが、知見が足りず判断が難しい状況にあり、高裁(一審管轄も有する) から命令を得ることが有効とされている。

	行政処罰	刑事訴訟	民事訴訟
特許	X	X	○
意匠	X	X	○
商標	○	○	○
未登録商標	X	X	○
著作権	○	○	○
集積回路配置	○	○	○

注：集積回路配置は税関法での処分。 (作成：2013年9月現在)

(上表は、2013年12月5日作成の特許庁資料より)

裁判所のフロー (インド法律事務所からの情報に基づく)

(一般的な) 刑事/告訴事件の手順

1. 訴訟を提起する前に、侵害された商品を購入証明書 (領収書など) 等と共に購入する。
2. 不服申立書を作成し、Magistrate Court に提出する
3. 裁判所は、関係する警察署に調査と報告書の提出を指示する
4. 申立人は、たびたび出廷する必要がある。
5. 証人は、商品の押収を確認したり、法廷で証言したりしなければならない。
6. 和解されない場合、事件を処理するのに3~4年かかることがある。

(一般的な) 民事訴訟の手順

1. まず、侵害者に法的通知 (警告) を発行することが望ましい。
2. 仮差止請求書と共に終局的差止請求の申立書を作成する。
3. 裁判所に申立をし、上記の仮差止請求を送達する。
4. 裁判所は、請求を審理したうえで、仮差止命令を発することができる。また、裁判所は、侵害者に対して、その命令が制限されない理由を示した通知を発することができる。
5. 訴訟の終結には3~4年程度を要する可能性がある。
6. 知的財産権の所有者 (代表者) は、裁判所又は当局に出頭することを要求される。

その他 ※JETRO主催「BangladeshおよびNepal知財セミナー(2018)」資料から抜粋

- ◆ 民事訴訟の裁判管轄は原告の所在地により決まり、被告の所在は関係ない。一方、刑事訴訟の裁判管轄は、被告の住所により決まる。
- ◆ 相手方不明のままの訴訟提起は一般的ではなく、訴訟提起時に侵害者の名前を特定することが必要とされる。なお、被告名が特定されない場合には、裁判所は、申立人/原告勝訴の判決を下すことはない。
- ◆ インドとは異なり、アントン・ピラー命令(証拠及び財産保全)に係る制度が普及しておらず、Bangladeshの裁判所が知財侵害事件において、法廷検査官/地域検査官/Advocate Receiversを選任することはあまり一般的ではない。

- ◆ 外国判決（特にインドの最高裁判所、高等裁判所）は、バングラデシュ裁判所においても、説得力を有する。
- ◆ 訴訟の言語については以下のとおりである。

最高裁判所・上訴部(Appellate Division)	英語
最高裁判所・高等裁判所部(High Court Division)	英語
地方裁判所(District Court)	英語
初級治安裁判所(Sessions Court) 治安判事裁判所(Magistrates Court)	英語又はベンガル語 (ベンガル語が望ましい)
警察署	ベンガル語
その他の行政機関	ベンガル語

- ◆ 司法におけるリソース上の制約と、優先度の低さから、地域によっては、訴状提出と訴訟手続に平均 1 ヶ月～6 ヶ月かかる。このため、権利者の利益が著しく害され、模倣行為を停止させることができない状況がある。

<商標に係る救済>

※ジェトロ主催「バングラデシュおよびネパール知財セミナー(2018)」資料から抜粋

法には商標権侵害に対する民事訴訟と刑事訴訟が定められており、並行して手続を進めることも可能である。

(民事救済)

- ◆ 商標権侵害及び詐称通用に関し、2009 年商標法第 97 条により以下の救済が可能である。
 - A) 差止
 - B) 損害賠償
 - C) 不当利得の返還
 - D) 侵害品の引渡し
 - E) 廃棄・処分

権利侵害訴訟	詐称通用訴訟
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 商標登録が必要 ◆ バングラデシュに現物が存在することや使用されたことは要件ではない ◆ 国境を越えた使用や名声が国内でも認識されていること ◆ 標章が著名なら、さらに有利 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 未登録商標に関する救済 ◆ 使用者によるのれんと評判の立証が必要 ◆ 標章が著名なら、さらに有利 ◆ 詐称通用訴訟を提起するには、バングラデシュに侵害品の現物／製造業者／販売業者が存在することが必要

- ◆ 商標法第 96 条には、商標権侵害又は詐称通用に関する訴訟は、当該訴訟を審理する管轄権を有する地方裁判所かそれより上級の裁判所に提起しなければならない、と規定されている。
- ◆ 権利侵害と詐称通用に対する救済を、一つの訴訟に含めることができる。

(刑事救済)

- ◆ 刑事上の救済は、商標法、刑法及び刑事訴訟法により定められている。
- ◆ 刑事訴訟法第 98 条に基づき、権利者は、管轄の地域治安判事(District Magistrate)/行政治安判事(Executive Magistrate)に対して、捜索押収の申立を行うことができる。なお、地域治安判事は、地域内の行政治安判事から任命された者（1 名）である。
- ◆ 刑事手続をとるためには、商標登録が必須である。
- ◆ 刑法第 415 条、第 417 条、第 420 条、第 482 条、第 483 条、第 485 条、第 486 条及び第 487 条に基づいて、司法治安判事(Judicial Magistrate)/首都圏治安判事(Metropolitan Magistrate)に侵害訴訟に係る訴状を提出することができる。なお、首都圏裁判所（首都圏初級治安裁判所(Metropolitan Sessions Judge Courts) /首都圏治安判事裁判所 (Metropolitan Magistrate Courts)）は、大都市における独立した裁判所として、バングラデシュの首都（ダッカ）に設けられており、司法治安判事は、政府により任命され首都圏治安裁判所を統括するものである。
- ◆ 商標に係る違反行為、罰則及び手続に関して、商標法第 73 条及び第 74 条には、不正な商標及び虚偽の取引表示を付した者は、6 ヶ月以上 2 年以下の禁錮及び 5 万タカ以上 20 万タカ以下の罰金に処すと規定されている。再犯又は累犯の有罪判決の場合には、刑罰は、1 年以上 3 年以下の禁錮、10 万タカ以上 30 万タカ以下の罰金又はこれらの併科となっている。裁判所は、刑期及び罰金の額を定める権限を有する。また、同法第 79 条に、物品の没収規定も存在する。
- ◆ 刑法（1860）には、商標権侵害その他の知財権侵害に対する各種規定が存在する。例えば、商標の定義（第 478 条）、不正な商標の定義（第 480 条）、不正な商標の使用、および商標又は取引表示の模倣行為に対する刑罰（第 482,483,485-489 条）

2.2.3.3. 税関の活用

ジェトロ主催「バングラデシュおよびネパール知財セミナー(2018)」資料によれば以下のとおりである。

- ◆ 商標法(2009)第 109 条により、税関職員は、関税法(1969)第 15 条(d)、(e)及び(f)に基づき禁止される物品の輸入元を示す記録の開示を要求する権限を与えられている。
- ◆ 知財侵害に対する刑事規定は、関税法第 156 条(1)第 9 号にも定められており、輸出品又は輸入品に関する違反又は侵害について、「かかる物品を没収することができる。そして、違反行為に関与した者も、当該物品の価額の 2 倍を超えない罰金刑に処す」と定められている。
- ◆ 関税法第 15 条に輸入禁止である物品が定義されており、同法第 17 条において、第 15 条の規定に違反して、物品がバングラデシュに輸入され、又は輸入が企図された場合には、当該物品を差押え及び没収することができる、とされている。

ジェトロによるバングラデシュ政府関係機関等へのヒアリング（2019 年 8、12 月、2020 年 2 月）によれば以下のとおりである。

- ◆ 知財権施行（輸入および輸出）規則 2019（2019 年 11 月 14 日に可決）に基づき、権利者および/または権利者の正式代理人（国内または国際）は、登録証明書を提出することができる。また、権利者は、違法な輸出入に対して申し立てを行うこともできる。ただし、知財に係る

上記税関登録制度は存在しているものの、ソフトウェアやインフラの準備が整っておらず、6ヵ月後の制度本格稼働に向けた準備中である（2020年2月時点）。

- ◆ 一方で、税関には、権利者から申立てがあった場合に、権利侵害する模倣品を差止める権限が与えられているものの、知見が足りず、通関で真正品と模倣品を区別が難しい状況にある。そのため、権利者が高裁に働きかけて、税関に対する模倣品の拘束および/または押収に係る命令を得ることが有効とされている。
- ◆ 輸入、輸出の両方とも知財に関して水際対策を行っている。すべてをチェックするのではなく、輸出の場合、全体の5%をサンプルチェックしている。
- ◆ 税関は、差止にあたり、企業（権利者）に問い合わせることができる現地連絡先をノミネートすることを望んでいる。

知財権施行（輸入および輸出）規則(2019)

(Intellectual Property Enforcement (Import and Export) Rules, 2019)

2019年11月14日、バングラデシュ政府は、関税法(1969)に基づき、知財権施行（輸入および輸出）規則(2019)を通知した。この新規則の顕著な特徴は次のとおりである。

1. バングラデシュは、知財権(商標、特許、意匠、著作権、地理的表示)を国境で保護する。
2. 権利者が取るべき手続きとして、本人または権限のある者を通じ、Form-A に基づく通知を提出する必要がある。この Form には、権利者名、住所、電話番号、電子メールアドレス、認定事業者を支持する承認、保護が求められる知財権の登録証明書、輸出入の日付、認定輸入業者の特定のコードまたは輸入ライセンスなどの関連情報を含める必要がある。
3. 通知は1年間有効であり、その後、新たな通知により更新可能である。
4. 税関は、苦情申請を受理してから1か月以内に処理しなければならない。
5. 1つの登録でバングラデシュのすべての Port にわたって有効となる。
6. 権利者は、税関からの差止に係る通知を受理してから10日以内に税関との手続きに着手しなければならない。これは権利者の要請、税関の裁量により4日間延長可能である。
7. 差止物品が生鮮品の場合、10日間の期間は3日間に短縮される。上記規則は商品の輸出入の両方の場合に適用される。
8. 書類または電子メールにより通知を提出することができる。

2.2.3.4. 警察の活用

ジェトロによるバングラデシュ政府関係機関等へのヒアリング（2019年8、12月）によれば以下のとおりである。

- ◆ 通常の知財犯罪は地元警察が取り締まることになる。そのため、まずは治安判事裁判所に申請し、命令を得てから地元警察を動かす必要がある。
- ◆ 警察は、実行部隊であり、法律面に触れない。
- ◆ なお、警察向けに国内団体から知財研修が提供されてもいるが、地方へ行くほど知財は問題視されておらず、警察全体として知財重視の姿勢は見えない。

2.2.3.5. 緊急行動部隊の活用

ジェトロ主催「Bangladeshおよびネパール知財セミナー(2018)」資料によれば以下のとおりである。

- ◆ 緊急行動部隊は、犯罪取り締まりのための特殊エリート部隊であり、武装警察部隊令(1979) (2003年改正)に基づいて2004年3月に設置された。軍人、警察官、国境警備官で構成される。
- ◆ 緊急行動部隊の主な任務は国の治安維持であるが、知財犯罪をはじめとする経済犯罪の取り締まりのサポートも行うことがある。
- ◆ 武装警察部隊令(1979)で定める緊急行動部隊の機能は以下のとおりである。
 - A) 国内治安維持：犯罪及び犯罪的行為に関する情報活動
 - B) 無許可の武器、弾薬、爆発物及びその他政府が指定する物の回収
 - C) 政府の指示に基づく犯罪捜査
 - D) 武装犯罪集団の逮捕
 - E) 警察等、他の法執行機関による治安・法秩序維持活動のサポート
 - F) その他政府が指示する任務
- ◆ 武装警察部隊令(1979)第6条(B)に基づき、政府は緊急行動部隊に対して随時犯罪捜査を命ずることができ、緊急行動部隊の隊長は、政府の指示を受けて犯罪捜査を指揮する。
- ◆ また、緊急行動部隊の隊長は、自ら犯罪を捜査し、または隊員に捜査を指示することができる。そして、武装警察部隊令(1979)第6条(D)に基づき、隊員は、犯罪を捜査し、又はその犯罪に関連する事件について本令に基づき職務を遂行するにあたって、刑事訴訟法(1898年法第5号)により警察官が行うことのできるすべての機能及び任務を遂行する権限を行使することができる。
- ◆ 緊急行動部隊は、知財侵害事件を認定する権限を有する。

ジェトロによるBangladesh政府関係機関等へのヒアリング(2019年8、12月)によれば以下のとおりである。

- ◆ 緊急行動部隊(RAB)は、テロ対策、麻薬取り締まりなど国家的な安全確保の取り組みを主目的とする。経済犯罪も扱うが、大規模犯罪でインパクトの大きいもののみを扱っている。特に、パブリック・ヘルスに関するものが対象とされうる。
- ◆ ただし、緊急行動部隊は、実行部隊(physical aspect)であり、法律面(legal aspects)に触れない。
- ◆ 移動裁判所(Mobile Court)からの命令の下で緊急行動部隊を動かすことができる。または、コネクションがあれば、直接、緊急行動部隊に働きかけて動かすことができる模様。
- ◆ 模倣品などを捜査・押収した場合、状況等が公衆に周知され、その後、治安判事裁判所で裁かれる。刑罰、罰金も科すことができる。当然、一連の取組の中で、相手方から逆に訴えられる等の可能性もある。

2.2.3.6. その他

<移動裁判所(Mobile Court)>

ジェトロ主催「Bangladeshおよびネパール知財セミナー(2018)」資料等によれば以下のとおりである。

- ◆ 移動裁判所は新しい制度ではなく、Bangladesh、インド、英国等の制定法や法的伝統に由来するものであり、一つの決まった場所にある裁判所とは異なり、各地を移動する裁判所に関する特別な制度である。
- ◆ 刑事訴訟法(1898)第9条(2)により、治安判事裁判所(Magistrates Court)に対して、犯罪の実行地を基準に事件を審理する権限を与えている。
- ◆ また、移動裁判所は、大陸法と判例法の糾問主義と当事者主義の両方を取り入れた「折衷的法制度」であり、法のダイナミックな実施を通じて正義の実現を図るものである。
- ◆ 行政治安判事(Executive Magistrate (Bangladesh Administrative Service))は、移動裁判所(移動裁判所法(2009)第5条)を指揮する権限を有し、様々な社会問題を解決することによって法及び秩序を維持し、社会正義の確保を目的としている。なお、行政治安判事は行政官であり、司法権限を持たず、許認可業務や起訴手続きなどに当たる。そして、政府は、県または特別市圏に治安判事を任命する。⁷
- ◆ 刑事訴訟法(1898)第10-15条及び第18条は、移動裁判所で判決を下す行政治安判事(Chief Metropolitan Magistrate, District Magistrate, Additional District Magistrate, Metropolitan magistrate, Magistrate of the first, second or third class, Upazila/Thana Magistrate, Special Magistrate, Benches Magistrate)の選任、各自の権限及び管轄地域を定めている。
- ◆ 刑事訴訟法(1898)、刑法(1860)、警察規則(1943)その他多くの刑事法の各種規定に基づき、移動裁判所に権限が与えられている。Bangladeshの行政治安判事は、公衆衛生及び公共の危険に関する物品及び物質に関する事件を取り扱う。
- ◆ 移動裁判所の権限及び機能に関して、刑事訴訟法(1898)付属書3は、行政治安判事(Executive Magistrate)の通常の権限を次のように定めている。
 - A) 判事の面前で現に犯罪行為を行っている者を逮捕し若しくは逮捕させ、また、その者を拘束する権限(第64条)
 - B) 判事自身が逮捕令状発行権限を有する者を逮捕し、又は判事の立ち会いのもと逮捕させる権限(第65条)
 - C) 逮捕令状を承認する権限、又は逮捕令状に基づき逮捕された被疑者の移送を命ずる権限(第83条、第84条及び第86条)
 - D) 文書等に関して、郵便・電報当局に捜査を命じ、それらを差し押さえる権限(第95条)
 - E) 不当に監禁された者の搜索令状を発行する権限(第100条)
 - F) 判事が搜索令状発付権限を有する場所について、判事の立ち会いのもとで搜索させる権限(第105条)

⁷ Bangladeshにおける司法制度,大阪大谷大学,人間社会学部,浅野宜之

- G) 平穩維持のための担保の提供を命ずる権限（第 107 条）
- H) 放浪者及び被疑者に対して、善良な素行を約束するための担保の提供を命ずる権限（第 109 条）
- I) 常習犯に対して、善良な素行を約束するための担保の提供を命ずる権限（第 110 条）
- J) 抵当を解放する権限（第 126 条）
- K) 違法集会の解散を命ずる権限（第 127 条）
- L) 違法集会の解散のために非軍事部隊を動員する権限（第 128 条）
- M) 違法集会の解散のために軍隊の動員を要請する権限（第 130 条）
- N) 不法妨害に関して命令を発布する権限（第 133 条）
- O) 公的不法妨害に対して、緊急措置として差止命令を発布する権限(第 142 条)

ジェットロによるバングラデシュ政府関係機関等へのヒアリング（2019 年 8、12 月、2020 年 2 月）によれば以下のとおりである。

- ◆ 多くの権限を備えた機関、40 にものぼる根拠法令が存在し、企業は各案件に即して苦情を所定機関（例えば、消費者保護法に基づく権限を有する機関、）に書面によって要請（証拠添付なども）することにより、移動裁判所及び警察の力をかりて違法な製品などを摘発可能である。なお、行政治安判事(Executive Magistrates)が移動裁判所(mobile court)を招集(call)することになるが、移動裁判所の権限規定上（mobile court act 2009 に商標等に関する条項がない）、知財は摘発理由にはなり得ず、各産業の規制違反などが理由となる模様である。また、移動裁判所による行政摘発に関して、緊急行動部隊が動くこともある。
- ◆ 移動裁判所は迅速に事件を解決する点でメリットもあるものの、司法と行政のバランスの観点から、行政官（行政治安判事（Executive Magistrates））が移動裁判所を指揮するシステムを問題視する動きもある。⁸⁹
- ◆ 一方で、最近の事案として、ダッカ・メトロポリタン警察(Dhaka Metropolitan Police)の行政治安判事(Executive Magistrate)である Mr.Abdullah Al Mamun により執り行われた移動裁判所において、14 個の違法衛星アンテナが差し押さえられ、販売していた店に 50000 タカの罰金が科されたものや（2020 年 1 月¹⁰）、高裁が環境省に対し、5 人の Executive Magistrate を指名して、大気汚染を止めるように移動裁判所を運営するよう指示したもの（2020 年 2 月）¹¹が存在する。これらの事案からも分かるように、バングラデシュの移動裁判所の重要性は認識されており、法の原則、三権分立に反するとの考えもあるが、今後も行政摘発の手段として活用されていくものと考えられる。

⁸ <https://www.thedailystar.net/frontpage/executive-magistrate-led-mobile-court-illegal-hc-1404433>

⁹ <https://www.daily-bangladesh.com/english/Mobile-court-can-run-for-now-SC/387>

¹⁰ <https://unb.com.bd/category/Bangladesh/mobile-court-seizes-illegal-dth-devices-in-city/42197>

¹¹ <https://tbsnews.net/bangladesh/court/hc-orders-doe-run-mobile-courts-contain-pollution-41313>

3. 法律事務所または専門家による分析・提案

3.1. 効果的な権利取得・権利活用

以下のような知財環境の発展期であるバングラデシュの実情を踏まえ、適切な代理人の確保、状況を踏まえた救済策の選定、各種制度の活用を十分に検討する必要がある。

- ◆ バングラデシュには、知見のある知財人材がまだ少なく、権利取得、活用にあたっては、適切な弁理士、知財弁護士の選定が極めて重要である。出願手続きを代行する者は多少存在するが、知財訴訟を扱える弁護士は極めて少ない。
- ◆ 現状では、商標、意匠に係る訴訟は比較的多いが、特許訴訟は少ない。バングラデシュでは刑事訴訟が主体であり、民事訴訟は多くはなく、損害を扱った例はない。パッシングオフ訴訟は当然に可能であるが、著名性などの十分な証明が必要であり、時間がかかる。一方で消費者保護法等を根拠にした訴訟であれば比較的短い時間で結論に至っている状況がある。
- ◆ 高裁に第一審管轄権は存在する。税関差止などに係る命令を取得するために高裁に申し立てることも可能である。

3.2. 知財関係団体等の活用

バングラデシュには、例えば以下のような知財関連団体が存在する。

- ◆ バングラデシュ知的財産協会：BIPA (Bangladesh Intellectual Property Association)
バングラデシュでの知的財産権（IPR）の構築、認知度の向上、知財権執行の促進のための共通プラットフォームである。2019-21年のバングラデシュ知的財産協会（BIPA）会長に、Mr. Samsul Alam Mallick, managing director of New Zealand Dairy Products Bangladesh,が就任している。一方で、実際には、権利取得に向けた出願手続関連の制度向上に向け、ロビーイング等を通じた知財庁への働きかけが中心であり、権利執行に係る取り組みは活発ではない模様である。

- ◆ ダッカ首都圏商工会議：MCCI (Metro Chamber of Commerce and Industries of Bangladesh)

バングラデシュで最も古くからある貿易関連組織である。公営企業や地方企業、多国籍企業など、国内の主要な商業および大規模な産業組織が加盟している。知財に関する目立った活動は現時点では見られない。

- ◆ ダッカ商工会議所：DCCI (Dhaka Chamber of Commerce & Industries)
企業法の下で1958年に設立され、バングラデシュ最大の商工会議所である。主に中小企業（SME）である製造業者、輸出入業者、貿易業者で構成される産業団体である。主な目的は、民間企業の意識向上、政策提言を振興することである。知財に関する目立った活動は現時点では見られない。

- ◆ バングラデシュ知財フォーラム：BIPF (Bangladesh IP forum)
Mr. A B M Hamidul Mishbahにより設立され、知財制度の普及啓発に加え、キャパビルにも力を入

れている非営利組織である。具体的には、2014年頃から警察に対する知財関係の研修を実施しており、近年では、RAB、BSTI、消費者保護局などへの知財侵害等について研修提供を行っている。なお、同氏はWIPOのナショナルコンサルタントにも就任し、商標関連プロジェクト、デザイン/ブランド関連プロジェクトに関わっている。また、IPポリシー2018に係る検討委員会のメンバーも務めている。

3.3. バングラデシュ知財システムの発展への支援の方向性

- ◆ 日バングラデシュの経済面での協力全体を見渡してみると、これまでの制度構築に係る協力だけではなく、運用面での協力も盛り込んでいくべき時期であるといえる。
- ◆ 知財の権利設定に関していえば、バングラデシュが、近い将来に、マドリッド・プロトコル、PCTなどの国際条約に加盟することから、日系企業の権利取得の利便性向上のためにも、両条約に伴う、国内運用が円滑に進むように、日バングラデシュの知財庁間の協力深化が期待される。
- ◆ バングラデシュでの知財に係る大きな問題は権利行使の実効性にある。警察、税関の知財の知見を高める必要がある。しかしながら、裁判所の命令によって警察、税関が動くという実態があることから、裁判所に対する知財の普及啓発、感化を目的とした機会提供が第一に求められるといえる。
- ◆ また、その上で、税関や警察の権利執行能力を高めること、さらには、税関、警察における知財の重要性の認識を高め、裁判所とこれらが模倣品撲滅に向けた適切な連携関係を構築することが大切であるといえる。

4. 参考データ

特許意匠商標局のウェブサイトで購入可能なデータを以下に引用する。

Department of Patents, Designs and Trademarks, Ministry of Industries, 91, Motijheel C/A, Dhaka-1000. Website: www.dpdt.gov.bd

Latest statistics of Patents Application

Year	New Patent Application			Patent Accepted			Mail Box St. 2006	Abandoned / Refused
	Local	Foreign	Total	Local	Foreign	Total		
1972	51	158	209	9	3	12		197
1973	76	277	353	6	30	36		317
1974	74	171	245	10	171	181		64
1975	35	110	145	25	110	135		10
1976	35	119	154	10	119	129		25
1977	33	86	119	11	93	104		15
1978	36	113	149	13	108	121		28
1979	31	100	131	20	83	103		28
1980	34	102	136	19	92	111		25
1981	39	133	172	17	85	102		70
1982	40	104	144	13	105	118		26
1983	40	123	163	11	115	126		37
1984	62	108	170	17	94	111		59
1985	40	96	136	13	105	118		18
1986	16	77	93	16	77	93		0
1987	23	98	121	10	79	89		32
1988	24	109	133	8	67	75		58
1989	32	76	108	3	88	91		17
1990	32	76	108	8	76	94		14
1991	36	77	113	10	68	78		35
1992	72	89	161	6	55	61		100
1993	36	71	107	10	66	76		31
1994	39	99	138	29	69	98		40
1995	70	156	226	6	74	80		146
1996	22	131	153	18	52	70		83
1997	46	119	165	15	61	76		89
1998	32	184	216	14	126	140		76

1999	49	200	249	26	122	148		101
2000	70	248	318	4	138	142		176
2001	59	236	295	21	185	206		89
2002	43	246	289	24	233	257		32
2003	58	260	318	14	208	222		96
2004	48	268	316	28	202	230		86
2005	50	294	344	21	161	182		162
2006	22	288	310	16	146	162	109	39
2007	29	270	299	27	115	142	155	2
2008	60	278	338	17	107	124	178	36
2009	55	275	330	27	106	133	147	50
2010	55	287	342	20	117	137	121	84
2011	32	274	306	10	129	139	128	39
2012	65	289	354	14	139	153	94	107
2013	60	243	303	16	118	134	105	61
2014	44	249	293	21	100	121	79	93
2015	40	300	340	11	90	101	74	99
2016	72	272	344	7	99	106	40	92
2017	53	249	302	7	137	144	25	133
2018	69	299	368	19	119	138	24	206
Total	2141	8485	10626	698	5044	5752	1279	3423

Latest statistics of Trademarks Application

Year	Applications Received			Certificate Issued		
	Residents	Non-residents	Total	Residents	Non-residents	Total
1971	28	0	28			
1972	415	389	804			
1973	2375	3407	5782			
1974	1169	4402	5571			
1975	553	428	981			
1976	746	271	1017	42	1242	1284
1977	624	195	819	75	1981	2056
1978	679	211	890	48	1343	1391
1979	513	305	818	66	1008	1074
1980	781	412	1193	324	618	942
1981	815	326	1141	324	618	942

1982	989	417	1406	176	772	948
1983	1448	410	1858	431	908	1339
1984	1591	272	1863	581	842	1423
1985	1728	317	2045	678	970	1648
1986	1485	299	1784	453	860	1313
1987	1228	521	1749	261	893	1154
1988	1456	593	2049	474	404	878
1989	1817	492	2309	283	289	572
1990	2008	466	2474	394	485	879
1991	1998	436	2434	392	388	780
1992	2734	368	3102	443	427	870
1993	2697	577	3274	437	399	836
1994	2870	735	3605	417	418	835
1995	2751	1015	3766	326	249	575
1996	2915	1529	4444	385	145	530
1997	4175	891	5066	178	52	230
1998	3785	1458	5243	146	140	286
1999	4027	1408	5435	127	219	346
2000	4639	1531	6170	262	466	728
2001	4082	1287	5369	487	228	715
2002	4134	1277	5411	268	190	458
2003	4623	1381	6004	308	227	535
2004	4365	1992	6357	64	262	326
2005	6093	1332	7425	24	195	219
2006	5566	1374	6940	76	254	330
2007	5572	3341	8913	126	493	619
2008	6474	3388	9862	132	423	555
2009	7447	1859	9306	170	909	1079
2010	7857	2374	10231	307	1212	1519
2011	8632	3013	11645	407	1002	1409
2012	8294	3135	11429	759	1761	2520
2013	8001	3580	11581	688	2333	3021
2014	7930	3611	11541	865	3307	4172
2015	9322	3487	12809	1130	3392	4522
2016	8570	3835	12405	704	2617	3321
2017	9247	3843	13090	919	3545	4464

2018	7960	4120	12080	940	2660	3600
Total	179208	72310	251518	15869	42256	57125

Latest statistics of Industrial Designs Application

Year	Design Applications Received			Designs Registered		
	Resident	Non-Resident	Total	Resident	Non-Resident	Total
1972	14	0	14	0	0	0
1973	12	0	12	9	0	9
1974	12	0	12	3	0	3
1975	17	0	17	5	0	5
1976	34	0	34	9	0	9
1977	17	0	17	10	0	10
1978	34	0	34	18	0	18
1979	38	0	38	23	0	23
1980	91	2	93	44	0	44
1981	81	5	86	22	0	22
1982	66	5	71	26	5	31
1983	59	15	74	39	5	44
1984	154	6	160	32	8	40
1985	147	0	147	85	6	91
1986	175	2	177	161	1	162
1987	166	4	170	87	4	91
1988	176	3	179	43	3	46
1989	232	10	242	81	4	85
1990	189	4	193	74	6	80
1991	211	2	213	87	0	87
1992	273	7	280	137	4	141
1993	328	7	335	92	2	94
1994	337	1	338	203	6	209
1995	297	19	316	173	2	175
1996	396	20	416	205	18	223
1997	609	23	632	345	20	365
1998	649	33	682	392	17	409
1999	815	40	855	410	25	435
2000	693	63	756	590	39	629
2001	1046	24	1070	795	30	825

2002	1020	11	1031	732	22	754
2003	680	10	690	588	12	600
2004	759	35	794	448	12	460
2005	900	107	1007	756	60	816
2006	1040	60	1100	800	50	850
2007	752	72	824	384	24	408
2008	473	38	511	383	51	434
2009	954	38	992	376	18	394
2010	853	43	896	792	32	824
2011	1155	142	1297	615	31	646
2012	1114	84	1198	1000	156	1156
2013	1100	132	1232	843	141	984
2014	1245	134	1379	677	125	802
2015	1284	92	1376	681	90	771
2016	1357	97	1454	721	83	804
2017	1577	130	1707	701	128	829
2018	1897	117	2014	772	110	882
Total	25528	1637	27165	15469	1350	16819

<出願申請手続き>

Applying Procedure for Trademarks Application

<http://www.dpdt.gov.bd/site/page/e25a28b6-4e02-4d8a-b9dc-e0761e118036/->

<様式>

Patent form

<http://www.dpdt.gov.bd/site/page/7a6a6fdb-70a1-4990-9a69-05c01ea3e0c4/->

Trademark Form

<http://www.dpdt.gov.bd/site/page/2f989f9a-4a13-42c1-9187-8d1a90f5728b/->

Design Form

<http://www.dpdt.gov.bd/site/page/9643d453-8318-4935-a456-7cb02ce282e4/->

<手数料>

Patents Fees Schedule

<http://www.dpdt.gov.bd/site/page/22c86062-2c81-4d84-bdd2-abfc8d9a7edc/->

Trademark Fees Schedule

<http://www.dpdt.gov.bd/site/page/3c5c5602-5f5f-4bb9-80c1-d188d0f1978d/->

Design Fees Schedule

<http://www.dpdt.gov.bd/site/page/817cd7a5-efcb-4ebc-9962-4fe2ce1a24c1/->

5. 作成者

特許商標 WG メンバー

WG リーダー

Honda Motorcycle & Scooter India Pvt. Ltd 川崎慎治

WG メンバー

AsiaWise Cross-Border Consulting Singapore(Wadhwa Law Offices 出向中)奥啓徳

AsiaWise Cross-Border Consulting Singapore(Wadhwa Law Offices 出向中)田中陽介

キャノンシンガポール 市來佑介

パナソニックインド 菊田翔平

弁護士法人マーキュリー・ジェネラル 山下昌彦

One Asia Lawyers 志村公義

インド IPG 事務局

JETRO ニューデリー事務所 武井健浩

JETRO ニューデリー事務所 阿部公威

JETRO ニューデリー事務所 Vaishali Jain

[特許庁委託事業]

2019 年度インド IPG 特許商標ワーキンググループ

(報告書) バングラデシュの知財概況

[発行・編集]

独立行政法人 日本貿易振興機構
ニューデリー事務所
知的財産権部

TEL:+91-11-4168-3006

FAX:+91-11-4168-3003

E-mail:IND-IPR@jetro.go.jp

2020 年 3 月発行 禁無断転載

本報告書は、日本貿易振興機構が 2020 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。